日調連発第１１５号
令和８年８月１４日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則第17条第2項に規定する会員証の様式
改正に伴う戸籍謄本等職務上請求書の記載について

標記会員証の改正様式については、令和8年8月13日付け日調連発第114号をもって通知したとおり、「法人届出番号」の項目を削除したところです。

ところで、法人番号（法人届出番号と同一）は、令和2年3月31日付け日調連発第381号をもってお知らせした「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書記載例」における例11から例16までの記載例に記載しておりますが、一部の土地家屋調査士会から、「同記載例のとおり請求したときに、地方公共団体から法人番号の確認を求められた場合、改正様式の会員証の提示のみでは不十分ではないか」との意見がありました。

そのため、同記載例の改定について検討しているところですが、これには時間を要することから、同記載例の例11から例16までについては、当面の間は、下記のとおり記載していただきますよう貴会会員への周知をお願いします。

記

１　例11から例15まで

法人番号は記載せず、「登録番号」の項目に、「氏名」の項目に記載した代表社員又は社員の登録番号を記載する。

２　例16

法人番号の記載に加えて、「登録番号」の項目に、「氏名」の項目に記載した代表社員又は社員の登録番号も併せて記載する。

以上